

---

# 市町村の現場から寄せられた 選挙管理の実務に 関するQ&A

---

令和7年版

## 令和7年版によせて

選挙の管理執行事務は、有権者が投じた貴重な一票を確実に政治に届けるために不可欠な手続であり、一連の事務手続は公職選挙法の規定に基づいて正確かつ公正に、瑕疵なく行われなくてはなりません。

しかし、事務手続を定める公職選挙法等の規定は技術的・専門的に詳細に規定され、そのうえ難解であることに加え、近年は法改正による規定の変更・新設が相次いだこと、そして期日前投票制度や不在者投票制度の利用者が選挙のたびに増加していることなどにより、選挙事務は複雑化の一途をたどっており、瑕疵なく執行することは決して容易なことではありません。さらに、投・開票所における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防への対応策が継続的に求められる必要もあり、取り分け市町村の選挙管理事務担当者への負担はますます大きくなっています。

にもかかわらず、地方自治体では人員不足や異動サイクルの短期化などを背景に、選挙管理委員会事務局の職員が選挙事務に熟達しない現状が続いている。その結果、選挙事務の執行に必要な知識や経験が不十分なまま、不安や疑問を抱えながら選挙に臨まざるを得ない職員が増えており、これが選挙事務におけるミス発生の一因となっているとの指摘もあります。

このような状況を受け、私たち一般社団法人選挙制度実務研究会は、その設立当初より選挙の管理執行の現場の実務を担う人材育成事業の一環として「選管サポート事業」をスタートしました。本事業は本研究会に会員登録をしていただいている全国の選挙管理委員会の皆様からの質疑や課題に対する相談に対し、当研究会の選挙制度や選挙の管理執行実務の専門家である会長、理事長、理事などが直接回答するもので、事業開始以来、全国の選挙管理委員会の声として寄せ

られたさまざまな質問への回答や課題の解決に向けたサポートをしてまいりました。

令和3年(2021年)1月に初めて、本事業に寄せられた現場における切実な質問とその回答をまとめた「市町村の現場から寄せられた 選挙管理の実務に関するQ&A 令和3年版」を発行、以降毎年ごとに発行し、選挙管理事務に携わる多くの皆様にご利用いただいております。

本書は、令和6年版以降に新たに寄せられた質問とその回答をまとめたもので、これまで同様に選挙人名簿の調製、投・開票事務、選挙運動、政治活動など、選挙の管理執行事務に係るさまざまな質問を整理した上で、Q&A形式で各質問に対する本研究会の見解を紹介しています。

選挙の管理執行の現場での判断・対応は、いわゆる二者択一で判断せざるを得ませんので、ぎりぎりの判断をしているものもあり、各方面による解釈等と必ずしも完全に一致しない事例もあるかもしれないことも念頭に置いてください。

当然のことながら各質問にはそれぞれ固有、個別の背景があるため、本書で示した見解や回答が、必ずしも皆様の抱えている疑問や不安の解消に直接繋がるとは限りませんが、いずれのQ&Aとも実際に起きた事例であり、疑問や課題の解消への一助として、これまでに発行したものも含め引き続きご活用いただき、瑕疵のない円滑かつ適正な選挙の管理執行の現場における実務に、お役立ていただければ幸いです。

令和7年12月

一般社団法人 選挙制度実務研究会  
理事長 小島 勇人

# 目 次

## 第1章 選挙管理事務

### 選挙人名簿

1 県外への転出届取り消しによる県議会議員選挙の投票の可否	14
2 選挙人名簿の抄本の記載事項非開示の可否	15
3 選挙人名簿の抄本の閲覧内容を閲覧者が持参したパソコンに打ち込む行為の可否	16
4 政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧	17
5 後援会が立候補予定者のために選挙人名簿の抄本の閲覧申請をするとの是非	19
6 選挙権の復権通知が未達の場合の復権処理	20
7 選挙権及び被選挙権が停止されている者の選挙人名簿登録	21

### 在外選挙人名簿

1 在外選挙人名簿の修正	23
2 日本国内に住所を定めた在外選挙人の在外選挙人名簿の登録を抹消する日	24
3 在外選挙人名簿への不登録	25

### 投票所・投票事務関係

1 投票立会人となるべき者の選挙権の有無の確認方法	27
---------------------------	----

2 最高裁国民審査対象裁判官の氏名等の掲示の掲示開始時期	28
3 投票日当日の閉鎖時間繰上げ	28
4 選挙権の失権者に係る投票所入場券の措置	30
5 町長選挙と同時に急遽、町議会議員補欠選挙が行われることになった場合への対応	31
6 投票所設置場所として使用する建物に掲示されたポスター等の処置	32
7 投票用紙の色分け	33

### 投票

1 投票箱に何も入っていないことの確認後の投票箱内の撮影の可否	35
2 都道府県の選挙における同一都道府県内の市町村への転出者の住所が確認できない場合の投票	36
3 投票に関する書類の保存の対象となる書類	37

### 期日前投票

1 公営施設使用の個人演説会指定施設への期日前投票所設置の可否	39
2 期日前投票日には18歳に達する17歳をあらかじめ投票立会人予定者として選任にすることの可否	41
3 選挙運動に関与していることが判明したときの期日前投票の投票立会人の選任替え等	42

## **不在者投票**

1 指定施設における不在者投票で形式不備のあるものの取扱い	44
2 2つの市の不在者投票に同時に立ち会った不在者投票外部立会人に係る報酬等の請求	45
3 不在者投票の受理・不受理①	47
4 不在者投票の受理・不受理②	48
5 サービス付き高齢者向け住宅の不在者投票施設指定の可否	49
6 複数の不在者投票記載場所の投票時間	50

## **郵便等投票**

1 郵便等投票の対象となる障害の程度の判断	52
2 郵便等による不在者投票の対象となる障害の程度の判断	53
3 郵便等投票の不受理	55

## **開票事務関係**

1 「知事」とのみ記載された投票の効力の判断	56
2 同時選挙における投票の効力	56
3 按分票の対象となるかの判断	58
4 選挙立会人の参会時刻に遅刻した場合の対処	58
5 開票立会人に対する開票作業の状況開示の範囲	59
6 開票の参観	60

## **立候補の届出**

1 立候補予定者説明会資料の郵送配布の是非	62
-----------------------	----

## **立候補者の通称認定の考え方**

2 立候補者の被選挙権の要件の一つである居住実態の判断	65
4 職員団体の職員として勤務している市職員の立候補の可否	66

## **当選人決定関係**

1 当選人不足の場合の再選挙	68
2 無投票当選となった場合の選挙会の開催日の変更	68
3 市議会議員に欠員が生じたときの繰上補充の選挙会等	69
4 市議会議員に欠員が生じ、繰上補充したときの選挙録の作成	70
5 市議会議員に欠員が生じたときの繰上補充	71
6 法定得票数に満たない候補者があった場合の再選挙の要不要	72

## **その他の選挙管理事務**

1 町長選挙時の町議会議員の便乗補欠選挙等	74
2 町議会議員の辞職に伴う補欠選挙等	76
3 市との請負関係発生が想定される場合、地方議会議員が取締役等の役職から外れる必要の有無	77
4 選挙管理委員、投票管理者及び投票立会人の選挙要件とされる「選挙権を有する者」の「選挙権」の範囲	78
5 供託原因消滅証明書の交付及び供託証明書の返還	79

6 選挙後の異議申出が提起された場合の供託物返還等への対応等	80	3 選挙前に市の管理地で公開討論会を行いたい旨の相談への対応	96
7 選挙立会人の補充選任	82	4 市長選挙の執行前に発行する市勢要覧への市長関連記事等の記載	98
8 繰上補充の選挙長、選挙立会人	83	5 公職にある者等が行う政治活動用ビラの頒布	101
9 指定管理施設の3D映像シアターで現職の市長が祭りに参加している様子が映し出されるような運用の是非	84	6 宴会の場合における立候補予定者の紹介や挨拶等の是非	102
10 立候補予定者の行動に関する投書への対応	85	7 現職の市議会議員が地元の自治会で行う議員活動報告会の是非	104
11 選挙会における資格調査等の手順簡素化の是非	86	8 現職の衆議院議員を囲んだ意見交換会開催の案内通知を市長名で出すことの是非	106
12 選挙管理委員会委員の財産区管理会委員との兼職	87	9 選挙前に発行する政治団体の機関紙	107
13 区長(自治会の長)と選挙管理委員会委員の兼務	88		
14 選挙管理委員会に対して電子申請を行うことができる手続	88		
15 会計帳簿の様式データ等の提供の是非	89		
16 選挙執行時における費用弁償額の増額や旅費の支給、高校生を投票立会人に選任した場合の報酬	90		

## 第2章 選挙運動

### 事前運動

1 市議会議員選挙の候補者になろうとする者の選挙啓発の催しへの関与	94
2 市長選挙立候補予定者のマスコミへの立候補表明等と事前運動	94

### 文書図画(挨拶状・葉書)

1 SNS(LINE)の個別メッセージは挨拶状に該当するかどうか	108
2 選挙運動用通常葉書へ推薦者として市長の氏名等の表示の是非	109
3 候補者等が経営する会社や所属団体が主体となって出す年賀状	110
4 落選に関する挨拶状	111
5 公職にある者が代表を務める法人がその選挙区内の者に出す年賀状	111
6 退任する町議会議員の退任に伴う挨拶状	112

### 文書図画(ビラ)

1 選挙運動用ビラ届出の期限	113
----------------	-----

2 選挙の告示前に配布された立候補予定者の後援会が頒布したビラへの対応	113
3 2人の候補者の共同ビラ	114
4 無投票が決定した場合の新聞折込で頒布予定の選挙運動用ビラへの対応	116
5 確認団体用ビラにおける氏名等の記載、告示前のビラの頒布	117
6 選挙を連想させる言葉がないビラの選挙運動性	118

### **文書図画(ポスター)**

1 選挙事務所表示用ポスター看板等の掲示場所等	120
2 選挙運動用ポスター及び選挙公報へのQRコードの記載	121
3 選挙運動用ポスターと既に掲示中の個人の政治活動用ポスターの関連性	122
4 ポスターの貼り付けの請負の斡旋	123
5 確認団体が政治活動用ポスターを地方公共団体が所有又は管理する橋梁等への掲示の可否	124
6 ポスターやビラへのシルエット掲載の是非	125

### **文書図画(インターネット)**

1 告示前のSNS等による宣伝の可否	126
2 町や選挙管理委員会による選挙運動用動画の公開	127

### **文書図画(選挙公報)**

1 提出された選挙公報原稿に関する修正指示の可否	129
--------------------------	-----

### **文書図画(その他)**

1 のぼり旗の使用本数と使用の活動状況及び活動時期等による事前運動性等の判断	131
2 証票の有効期限到来前に解散をした後援団体に交付した証票の取扱い	132
3 情報誌に連載コラムを持つ市長の選挙前の記事やコメントの掲載の可否	133
4 写真及び氏名を記載したのぼり旗を自転車に取り付けて使用することの可否	134
5 政党名を掲載したステッカーを個人の車に貼ることの是非	135
6 政談演説会告知用立札・看板の類の設置場所	136

### **演説会等**

1 選挙運動期間中、午前8時以前における街頭での諸行為	137
2 隣接市内にある駅前でタスキ着用の上で挨拶する行為	138
3 選挙運動用自動車における保育園周辺での連呼行為	139
4 街頭演説における拡声機の使用個数	140
5 拡声機を別にもう1そろい使用できる場合	141
6 市が管理する施設での支持者が開催する決起集会の是非	142

## **選挙事務所**

- 1 届出された選挙事務所の確認 …… 143
- 2 自治会管理の公民館を選挙事務所として使用することのはず …… 143
- 3 教育委員会委員が管理者の寺院を選挙事務所として利用することのはず …… 144
- 4 候補者やその後援会が政治活動のために使用する事務所に掲示する看板用証票 …… 145
- 5 地方公務員が候補者の事務所を開きを手伝うことのはず …… 146
- 6 選挙当日に選挙事務所の設置することができる範囲 …… 147

## **選挙公営**

- 1 自社の業務用自動車を選挙運動用自動車としてリースすることの可否 …… 149
- 2 ネット印刷で公費負担をする場合の契約書の必要性 …… 149

## **寄附の禁止**

- 1 公職の候補者等の選挙区外寄附 …… 151
- 2 市長が葬式に出席せずに香典を渡す行為 …… 151
- 3 町名義による御仏前の供与 …… 152
- 4 選挙区域外居住者が喪主となり区域外で行われる葬儀への花輪 … 153
- 5 市長や市議が自らの給与を市に返還することが寄附に当たるか … 154
- 6 地方公共団体の長の月額報酬を0円とすることのはず …… 155

- 7 市議会議員が関係する団体が市内で開催されるイベント等に寄附をすることのはず …… 156
- 8 宿泊体験のために無料で宿泊させてもらうことが寄附を受けることになるか …… 157
- 9 会費制の新年会への無料招待 …… 158
- 10 市議会議員が街頭で所属政党のぼり旗を立て、義援金を呼びかけることのはず …… 159
- 11 市政報告会の会場内に「災害募金箱」を置いて義援金を募ることのはず …… 160
- 12 一律に定められた掛金で祈祷を受ける場合の寺院への支払いは寄附に当たるか …… 161
- 13 公職にある者が有償でボランティアをすることの可否 …… 162
- 14 公職にある者が代表を務める法人の寄附等 …… 162

## **選挙運動費用**

- 1 選挙期間中の候補者本人の食事についての解釈 …… 164
- 2 選挙運動に従事する者が選挙運動用自動車を運転する場合 …… 165
- 3 選挙運動を行う選挙運動用自動車の運転手の取扱い …… 166
- 4 選挙運動費用(収支報告書)の弁当料 …… 167
- 5 1食1,500円を超える場合の実費弁償の措置 …… 168
- 6 選挙運動費用収支報告書の作成 …… 169

7 選挙運動費用収支報告書の添付書類	170	2 選挙運動期間中に現に候補者となっている者が他者の政治活動を行うことの是非	185
8 収支報告書提出の遅延	171		

## その他

1 選挙運動用自動車を告示前に移動する際の留意点	173
2 会計年度任用職員が議会議員等の選挙運動に携わることの是非	173
3 村から業務を委嘱されている者の選挙運動	174
4 村長、副村長の選挙運動の可否	175
5 人権擁護委員が選挙運動をすることの是非	176
6 有償ボランティアである区長の選挙運動	177
7 市議会議員選挙の立候補予定者が市長の公務に同行することの是非	178
8 選挙管理委員会委員が代表を務める会(組織)が市長選挙の候補者へ推薦状を出すこと	179
9 民間の団体が選挙人を乗用車等で投票所まで送迎することの是非	180
10 市議会議員選挙において町内会が推薦することの可否	181

## 第3章 政治活動

### 文書図画(ビラ)

1 民生委員が現職市長の政治活動のための周知ビラを頒布のことの是非	184
-----------------------------------	-----

### 文書図画(ポスター)

1 二連ポスターの6か月規制	186
2 平常時における政治活動用ポスター	187
3 公職にある者等の政治活動のため使用する室内用ポスターの可否	188

### 文書図画(看板・のぼり旗等)

1 事務所に掲示する政治活動用看板にQRコード記載の可否	190
2 証票付き政治活動用看板の掲示場所	191
3 政党掲示板に個人の政治活動用ポスターを掲示することの是非	192
4 個人の政治活動でその氏名や氏名類推事項が表示されたタスキ及びのぼり旗の使用の是非	193
5 政治団体が作成する演説会告知用のぼり旗の記載事項	195
6 政党等に所属していない議員による弁士2名が掲載されたのぼり旗の掲出の可否	197

### 文書図画(その他)

1 機関紙の発行	198
2 町長名で出す年賀状	199

## その他

1 確認団体となるために必要な政治 団体設立届の提出	201
2 市議会議員選挙立候補予定者の 後援会会长に当該立候補予定者を 後継者とする現職市議の就任の是非 .....	202
3 議会の議員に係る兼業禁止規定 .....	203
4 副市長が選挙期間外に行う政治活 動や選挙運動	205
5 市長の議会発言、副市長の政治活 動として行う行為における注意点 .....	206

## 第4章 その他

---

### 選挙啓発

1 サービスの提供等により有権者を 投票所に誘導することの是非	210
------------------------------------	-----

### 捜査関係事項照会への対応

1 警察署(知能犯係)からの公民権 停止者全員の照会への対応	212
-----------------------------------	-----

## 凡　例

### ●法令名・略称については以下の通りです

公選法 ……………… 公職選挙法

公選令 ……………… 公職選挙法施行令

公選則 ……………… 公職選挙法施行規則

ポ17次 ……………… 選挙関係実例判例集(ポケット判例)

第十七次改訂版(ぎょうせい 刊)

逐条解説 令和3年改訂版

……………逐条解説 公職選挙法

令和3年改訂版(ぎょうせい 刊)



# **第 1 章**

# **選舉管理事務**

# 選挙人名簿

[県外への転出届取り消しによる県議会議員選挙の投票の可否]

**Q1** 本県では、4月9日に県議会議員選挙が予定されています。選挙人の中に3月27日に3月29日付で本町から県外への転出届を提出した者がいます。この選挙における選挙時登録の基準日・登録日において登録要件を満たすため、本町の選挙人名簿に登録されていますが、県外に転出したため、県議会議員選挙の選挙権を失うこととなり、投票ができなくなりました。当該者からどうしても今回の選挙で投票をしたいので、県外への転出届を取り消した後、投票させて欲しいと連絡がありました。ちなみに、転出先市町村への転入届は提出していません。この場合、転出が取り消されれば県外転出の表示を消除し、当該選挙の投票を可能としてもよいでしょうか。

**A.** 転出の事実がなければ転出届を撤回した上で投票は可能です。

当該選挙人が県外への転出を取りやめて転出届を撤回、すなわち依然として町内に継続して住所があるという事実に即して判断すべきですが、転出の事実がなければ、その旨を公選法第29条第1項に則って町長から通報があった場合には、当該の通報に基づき、県外転出の表示を消除して、当該県議会議員選挙の投票をさせることができるものと考えます。

(公選法第9条、第29条、地方自治法第11条関係)

## 〔選挙人名簿の抄本の記載事項非開示の可否〕

**Q<sub>2</sub>**

政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧申請があり、それにより閲覧をした政治団体から選挙人に政治活動ビラが封入された封書が送付されました。封書を受け取った選挙人は、抄本の閲覧により自分の住所や氏名等の個人情報が政治団体に知られてしまったことを知り、個人情報を他人に知られたくないとのことから、自らの住所や氏名等を非開示にして欲しいと主張しています。

公選法第28条の2で規定する選挙人名簿の閲覧については、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあるなど閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは閲覧を拒否することができます(逐条解説令和3年改訂版(上)P253)、抄本の閲覧の制度上、特定の個人の情報を非開示とすることはできないと考えますがいかがでしょうか。

**A.**

公選法の規定に基づき、適法な閲覧請求があった場合、原則として住所や氏名等の非開示は認められません。

公選法第28条の2第1項の規定により、政治活動(選挙運動を含む。)を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧は同条各項の定めに従って認めています。また、同法第28条の3の規定により、政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧を認めています。

市町村の選挙管理委員会には、選挙人名簿の抄本を閲覧に供することが義務づけられていますが、閲覧を認めている趣旨は、選挙人名簿の正確性を期するためです。すなわち、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあることなど、閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、公選法第28条の3第3項の規定により、閲覧を拒むことができるとされています。

なお、政治活動(選挙運動を含む。)のための閲覧を求める場合には、直ちに選挙人名簿の正確性を確保する目的があるとはいひ難いとも言えますが、事柄の性質上、選挙人名簿の抄本により選挙人を把握することに合理性や必然性が認められるものと考えられます。平常時に